

最高裁秘書第3711号

令和3年12月2日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書不開示通知書

11月1日付け（同月2日受付、第030676号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

全国の下級裁判所別の、KEITASの導入時期を取りまとめた文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は存在しない。